

高額医療費制度のご案内

1ヶ月（1日から月末まで）の医療費が高額になった場合、一定の自己負担額を超えた部分が後日加入している保険者から払い戻されます。

70歳未満、70歳以上で現役並み所得（3割負担）の方は事前に「限度額適用認定証」を申請すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

70歳以上の一般（1・2割負担）の方は、手続きをしなくても自動的に窓口での支払いが自己負担限度額までになりますが、所得区分が低所得者の場合「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」が必要となります。

* 認定証は、交付された月からの適用となりますのでご注意ください。

* 入院したときの食事代や差額ベッド料、病衣料などの保険診療外の自費分については、高額療養費の対象外です。

* 認定証の発行は、加入されている健康保険の窓口にお問い合わせください。

【 70歳未満の方 】

所得要件	区分	自己負担限度額（3割）	多数該当	食事代
年収 約 1,160 万以上 国保：901 万円超え 社保：標準報酬月額 83 万円以上	ア	252,600 円 +（総医療費－842,000）×1%	140,100 円	460 円 ／1食
年収 約 770 万円～約 1,160 万円 国保：600 万円～901 万円以下 社保：標準報酬月額 53～79 万円	イ	167,000 円 +（総医療費－558,000）×1%	93,000 円	
年収 約 370 万円～約 770 万円 国保：210 万円～600 万円以下 社保：標準報酬月額 28～50 万円	ウ	80,100 円 +（総医療費－267,000）×1%	44,400 円	
年収 約 370 万円以下 国保：210 万円以下 社保：標準報酬月額 26 万円以下	エ	57,600 円	44,400 円	
低所得者（住民税非課税）	オ	35,400 円	24,600 円	210 円

【 70歳以上の方 】

適用区分			自己負担限度額		
			入院（世帯ごと）	多数該当	食事代
現役並み （3割）	Ⅲ	年収 1,160 万円以上	252,600 円 +（総医療費－842,000）×1%	140,100 円	460 円 ／1食
	Ⅱ	年収 770～1,160 万円	167,400 円 +（総医療費－558,000）×1%	93,000 円	
	Ⅰ	年収 370～770 万円	80,100 円 +（総医療費－267,000）×1%	44,400 円	
一般（1・2割）		年収 156～370 万円	57,600 円	44,400 円	
低所得者（1・2割） （住民税非課税）	区分Ⅱ		24,600 円		210 円
	区分Ⅰ		15,000 円		100 円